

国連

A/RES/68/232

総会

配布：一般

2014年2月7日

第68会期

議題番号25

2013年12月20日に総会より採択された決議

[第2委員会の報告書 (A/67/437) に基づく]

68/232 世界土壌デーおよび国際土壌年

総会は、

1998年12月15日の総会決議53/199および2006年12月20日の国際年に関する布告61/185、そして国際年と記念祭に関する1980年7月25日の経済社会理事会決議1980/67、とくに付属書パラグラフ1から10で承認された布告基準、同様にパラグラフ13および14で国際デーもしくは年は、それに係る組織や財政に関わる基本的な措置がとられる以前には布告されないという記述を再確認し、

土壌は農業開発、生態系の基本的機能および食糧安全保障の基盤であることから、地球上の生命を維持する要であることに留意し、

土壌の持続性は人口増加圧力に対処するための要であり、持続可能な土壌管理について、認識し、擁護し、そして支援することが土壌の健全性を保ち、食糧の安全が保障された世界と安定的でかつ持続可能な生態系利用の実現に寄与することを認識し、

環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21、アジェンダ21の一層実施のための計画、持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言、持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画（ヨハネスブルグ実施計画）および国連持続可能な開発会議でのコミットメントや成果文章“我々の望む未来”を想起し、

優良な土壌管理を含めた土地管理がとくに経済成長、生物多様性、持続可能な農業と食糧の安全保障、貧困撲滅、女性の地位向上、気候変動への対応および水利用の改善への貢献

を含む経済的および社会的な重要性を認識し、そして砂漠化、土地劣化および干害の脅威に対する取組は地球規模であり、かつ、これらの問題は発展途上国をはじめとする全ての国々が持続的な発展を遂げるために解決していくべき課題であることを認識し、

全ての段階において、最適な科学的情報を用いるとともに、持続的開発の全ての側面に基づいて、限りある土壌資源について認知度を高め、その持続性を増進することの緊急の必要性を認識し、

世界土壌デーおよび国際土壌年が「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約」に則して砂漠化、土地劣化および干ばつへの認識向上に資することに留意し、

これらの理由により、土壌に関する同様の問題意識である国際年と世界デーがこれまでの前例を踏まえることなく例外的に同時に宣言されたことを認識し、

2013年6月22日に国際連合食糧農業機関の第38会期により採択された決議4/2013および5/2013を想起し、

1. 12月5日を世界土壌デーと定め、2015年を国際土壌年とすることを宣言する；
2. 全加盟国、国連機関やその他の国際的・地域的機関、それらと同様に、市民組織、非政府組織および個人がその日その年を慶祝することを招請する；
3. 政府、関連する国際的・地域的機関、非政府組織、民間部門およびその他の関連するステークホルダーがその日その年の慶祝に自発的に貢献することを招請する；
4. 国際連合食糧農業機関に対し、経済社会理事会決議1980/67の添付書類の規定に注意して、地球土壌パートナーシップの枠組みの中で、政府、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約事務局、関連するその他の国際的・地域的機構、市民組織および一般大衆と共同して国際土壌デーと国際土壌年の実施を促進することを要請し、国際連合食糧農業機関に対し、本決議の実施から生じる活動、特に世界土壌デーさらに国際土壌年の評価について報告することを要請する；
5. 本決議の実施から生じる活動は自発的拠出金から賄われるべきことを強調し；
6. 事務総長に対し、全加盟国が世界土壌デーおよび国際土壌年を記念するための活動を奨励するように本決議を全加盟国に向けて伝達することを要請する；

第71回本会合
2013年12月21日